

議案説明会実施要領

- 1 全員により東庁舎5階大会議室で行う。
- 2 説明は、局別スケジュールに従い、各局より内容を中心に行う。
- 3 説明に対する質問は行わない。
- 4 出席者が半数に満たなくても、スケジュールどおり始める。
- 5 各局の説明は、局別スケジュールの予定時間にかかわらず順次進める。

令和元年9月定例会議案説明会日程（案）

9月11日（水）	午 前	10:00 ~ 10:05	財 政
		10:05 ~ 10:10	総 務
		10:10 ~ 10:15	健康福祉
		10:15 ~ 10:20	子ども青少年
		10:20 ~ 10:25	教 育
		10:25 ~ 10:30	緑政土木
		10:30 ~ 10:35	市民経済
		10:35 ~ 10:40	上下水道
		10:40 ~ 10:45	住宅都市
		10:45 ~ 10:50	消 防

令和元年度9月補正予算の概要

○ 補正規模

		百万円
一 般 会 計	129	
特 別 会 計	11	
計	140	

○ 補正内訳

	百万円
民間障害者支援施設の非常用発電機整備等補助	21
民間特別養護老人ホームの非常用発電機整備等補助	87
いじめ防止対策推進法に基づく再調査	6
ささしまライブ24地区・名駅南地区へのアクセス改善等検討調査	15
子どもいきいき学校づくり推進審議会委員の報酬	1

※計数については、それぞれ四捨五入（単位未満の計数については切上げ）によっている。

令和元年9月定例会補正予算資料

(単位：千円、%)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計	公 営 企 業 会 計	総 計
A 令和元年度 当初予算	1,249,889,000	1,099,976,582	448,727,973	2,798,593,555
令和元年度 9月補正	129,463	10,955	—	140,418
B 令和元年度 9月現計予算	1,250,237,199	1,103,222,273	455,032,973	2,808,492,445
C 平成30年度 当初予算	1,209,738,000	1,059,478,096	434,063,023	2,703,279,119
平成30年度 9月補正	283,186	27,700	51,235	362,121
D 平成30年度 9月現計予算	1,210,130,563	1,059,615,173	434,114,258	2,703,859,994
平成30年度 最終予算	1,230,610,482	1,070,688,311	438,901,642	2,740,200,435
B/A	100.0	100.3	101.4	100.4
B/D	103.3	104.1	104.8	103.9
(参考) A/C	103.3	103.8	103.4	103.5

(注) 公営企業会計は歳出額を掲げた。

令和元年度9月補正予算の概要

1 総括 (歳出)

(単位：千円)

会 計	款 (又は会計)	補 正 前 の 額	補 正 額	計
一般会計		1,250,107,736	129,463	1,250,237,199
	健康福祉費	331,024,801	107,784	331,132,585
	子ども青少年費	174,150,671	6,187	174,156,858
	住宅都市費	51,068,724	15,000	51,083,724
	教育費	186,179,986	492	186,180,478
特別会計		1,103,211,318	10,955	1,103,222,273
	基金	124,150,762	6,955	124,157,717
	公債	493,718,252	4,000	493,722,252
総	計	2,808,352,027	140,418	2,808,492,445

2 歳出

(1) 一般会計

(単位：千円)

局 別	事 項	金 額	左 の 財 源	説 明
健康福祉	民間障害者支援施設の非常用発電機整備等補助	20,690	国庫 13,362 繰入金 3,328 地方債 4,000	非常用発電機の整備費及び安全性に問題のあるブロック塀の改修費に対する補助 非常用発電機整備 1カ所 ブロック塀改修 3カ所
	民間特別養護老人ホームの非常用発電機整備等補助	87,094	国庫 83,467 繰入金 3,627	非常用発電機の整備費及び安全性に問題のあるブロック塀の改修費に対する補助 非常用発電機整備 42カ所 ブロック塀改修 4カ所
子ども青少年	いじめ防止対策推進法に基づく再調査	6,187	一般財源 6,187	名東区の市立中学生の自死事案に関して、いじめ問題再調査委員会を設置し、再調査を実施
住宅都市	ささしまライブ24地区・名駅南地区へのアクセス改善等検討調査	15,000	一般財源 15,000	名駅通の歩行者交通量の増加への対応及び名駅南地区の賑わい創出に関する検討調査

(単位：千円)

局 別	事 項	金 額	左 の 財 源	説 明
教 育	子どもいきいき学校づくり推進審議会委員の報酬	492	一般財源 492	小・中学校の学校規模の適正化に関する事項を調査審議する審議会委員（13人）の報酬
一 般 会 計 計		129,463	特定財源 107,784 一般財源 21,679	

(2) 特別会計

(単位：千円)

会 計	事 項	金 額	左 の 財 源	説 明
基 金	財源の繰出	6,955	基金積戻金 6,955	災害対策事業基金
公 債	起債額の繰出	4,000	地方債 4,000	社会福祉施設整備公債
特 別 会 計 計		10,955	特定財源 10,955	
総 計		140,418	特定財源 118,739 一般財源 21,679	

3 歳 入

(単位：千円)

会 計 ・ 款	金 額	説 明
一 般 会 計	129,463	
国庫支出金	96,829	健康福祉費補助金 障害者福祉費補助金 13,362 老人福祉費補助金 83,467
繰入金	6,955	基金会計繰入金 災害対策事業基金積戻金の繰入
繰越金	21,679	前年度繰越金
市 債	4,000	健康福祉債 社会福祉施設整備費に充当

(単位：千円)

会 計 ・ 款	金 額	説 明
特 別 会 計	10,955	
基 金	6,955	災害対策事業基金収入 基金積戻金
公 債	4,000	起債額収入 社会福祉施設整備公債
総 計	140,418	

令和元年9月定例会 提出議案の概要（総務局）

1 一般案件

件 名	概 要
公立大学法人名古屋 市立大学第三期 中期目標の変更に ついて (第40号議案)	(1) 趣 旨 研究科の名称変更に伴い、公立大学法人名古屋市立 大学第三期中期目標の一部を変更するもの (2) 内 容 研究科の名称を変更 システム自然科学研究科 → 理学研究科
名古屋市総合計画 2023の策定につ いて (第41号議案)	(1) 趣 旨 名古屋市基本構想のもと、長期的展望に立った上 で、本市のめざす都市像を描くとともに、その都市像 の実現に向けて取り組む施策等を明示することによ り、市政を総合的かつ計画的に運営していくことを目 的として、名古屋市総合計画2023を策定するもの (2) 計画の内容 計画策定の考え方、名古屋を取り巻く状況、長期的 展望に立ったまちづくり、第20回アジア競技大会の開 催とりニア中央新幹線の開業及びめざす都市像の実現 に向けた施策・事業 (3) 計画期間 令和元年度から令和5年度までの5年間

令和元年 9 月定例会 提出議案の概要（財政局）

件 名	概 要
契約の締結について (第36号議案)	<ol style="list-style-type: none">1 概要 児童生徒数の増加による特別支援学校全体の教室不足を解消するため、守山養護学校の校舎棟を増築するもの。2 工事名 守山養護学校増築工事の請負3 工事施工場所 名古屋市守山区小幡一丁目地内4 工事内容 耐火構造 3 階建（一部平家建） 1 棟 延面積 3,309.13平方メートル5 工期 本契約成立の日から令和 3 年 1 月 29 日まで6 契約の相手方 名古屋市中区錦三丁目13番 5 号 徳倉建設株式会社 代表取締役社長 徳 倉 正 晴7 契約の方法 一般競争入札8 契約金額 632,500,000 円

令和元年 9月定例会 提出議案の概要（健康福祉局）

1 条例案

件 名	概 要
<p>名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について (第16号議案)</p>	<p>1 概要 災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害援護資金貸付金の償還免除等のため市町村に資産・収入を調査する権限が付与されたことから、本市条例においても定めるほか、引用条項の整理を行うもの。</p> <p>2 施行期日 公布の日から施行する。</p>
<p>名古屋市中心身障害者扶養共済事業条例の一部改正について (第17号議案)</p>	<p>1 概要 心身障害者に代わって年金の受領及び管理をする者について、成年被後見人等に係る欠格条項の見直しを行うもの。</p> <p>2 施行期日 令和元年12月14日</p>
<p>専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正について (第18号議案)</p>	<p>1 概要 水道法施行令の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うもの。</p> <p>2 施行期日 令和元年10月 1日</p>

2 一般会計補正予算 (第33号議案)
歳出予算

事 項	金 額	概 要
民間障害者支援施設の非常用発電機整備等補助	千円 20,690	非常用発電機の整備費及び安全性に問題のあるブロック塀の改修費に対する補助 非常用発電機整備 1カ所 ブロック塀改修 3カ所
民間特別養護老人ホームの非常用発電機整備等補助	87,094	非常用発電機の整備費及び安全性に問題のあるブロック塀の改修費に対する補助 非常用発電機整備 42カ所 ブロック塀改修 4カ所

3 一般案件

件 名	概 要				
指定管理者の指定について (第37号議案)	<p>1 概要 軽費老人ホーム名古屋市きよすみ荘の指定管理者を指定する。</p> <p>2 指定に係る施設の名称及び指定の相手方</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>指定の相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋市きよすみ荘</td> <td>特定非営利活動法人かくれんぼ</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 指定の期間 令和 2年 4月 1日から令和12年 3月31日まで (参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請団体数 2団体 ・選定委員ごとに評価表の評点を集計した上で順位点を算出し、その順位点の合計が最も高く、かつ評点の総合計について最低基準点を満たしている団体を候補者として選定した。 	施設の名称	指定の相手方	名古屋市きよすみ荘	特定非営利活動法人かくれんぼ
施設の名称	指定の相手方				
名古屋市きよすみ荘	特定非営利活動法人かくれんぼ				

令和元年9月定例会 提出議案の概要（教育委員会）

1 条例案

件 名	概 要
<p>名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会条例の制定について (第20号議案)</p>	<p>(1) 概要 教育委員会の附属機関として、名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会を設置するもの</p> <p>(2) 内容 審議会の所掌事務、組織及び運営について必要な事項を規定</p> <p>(3) 施行期日 令和元年11月1日</p>

2 補正予算（第33号議案）

件 名	金 額	概 要
<p>子どもいきいき学校づくり推進審議会委員の報酬</p>	<p>千円 492</p>	<p>(1) 趣旨 望ましい学校規模を確保するための取組みに関する事項を専門的な立場から審議する審議会委員の報酬</p> <p>(2) 内容 13名分の委員報酬 (3回程度の開催)</p>

令和元年9月定例会 提出議案の概要（子ども青少年局）

1 条例案

件名	概要
名古屋市子ども・子育て支援法施行条例及び名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について (第19号議案)	(1) 概要 子ども・子育て支援法施行規則等の一部改正に伴い、規定の整理を行うもの (2) 施行期日 令和元年10月1日
名古屋市いじめ問題再調査委員会条例の制定について (第42号議案)	(1) 概要 市長の附属機関として、名古屋市いじめ問題再調査委員会を設置するもの (2) 施行期日 公布の日

2 一般会計補正予算（第33号議案）

歳出

件名	金額	概要
いじめ防止対策推進法に基づく再調査	千円 6,187	名東区の市立中学校生徒の自死事案に関して、いじめ問題再調査委員会を設置し、再調査を実施
計	6,187	

令和元年9月定例会 提出議案の概要（緑政土木局）

1 条例案

件名	概要
<p>名古屋市都市公園 条例の一部改正に ついて (第21号議案)</p>	<p>(1) 改正の概要</p> <p>ア 道路の占用料の額の改定に合わせ、都市公園を占用する場合の使用料の額を定める別表を改正するもの。</p> <p>イ 使用料の額の基礎となる面積又は長さの端数処理を、小数第3位以下切り捨てに変更するもの。</p> <p>(2) 施行期日</p> <p>令和2年4月1日から施行する。</p>
<p>道路の占用料等に関する 条例の一部改正について (第22号議案)</p>	<p>(1) 改正の概要</p> <p>ア 道路利用の対価として適正な水準を確保するため占用料の額を定める別表を改正するもの。</p> <p>イ 道路法施行令第7条第8号中の「地下に設けるもの」の占用料の額を定めるもの。</p> <p>ウ 占用料の額の基礎となる占用面積又は長さの端数処理を、小数第3位以下切り捨てに変更するもの。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>ア 施行日 令和2年4月1日</p> <p>イ 改正によって占用料が一定以上の割合で上がる物件について、占用者に過度の負担とならないよう、激変緩和のための規定を設ける。</p>

件 名	概 要
<p>名古屋市河川法施行条例の一部改正について (第23号議案)</p>	<p>(1) 改正の概要</p> <p>ア 道路の占用料の額の改定に合わせ、準用河川を占有する場合の土地占用料の額を定める別表を改正するもの。</p> <p>イ 占用料の額の基礎となる占有面積又は長さの端数処理を、小数第3位以下切り捨てに変更するもの。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>ア 施行日 令和2年4月1日</p> <p>イ 改正によって占用料が一定以上の割合で上がる物件について、占有者に過度の負担とならないよう、激変緩和のための規定を設ける。</p>
<p>名古屋市水路等の使用に関する条例の一部改正について (第24号議案)</p>	<p>(1) 改正の概要</p> <p>ア 道路の占用料の額の改定に合わせ、水路等を使用する場合の使用料の額を定める別表を改正するもの。</p> <p>イ 占用料の額の基礎となる占有面積又は長さの端数処理を、小数第3位以下切り捨てに変更するもの。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>ア 施行日 令和2年4月1日</p> <p>イ 改正によって占用料が一定以上の割合で上がる物件について、占有者に過度の負担とならないよう、激変緩和のための規定を設ける。</p>

2 一般案件

件 名	概 要
<p>市道路線の認定及び廃止について (第39号議案)</p>	<p>(1) 新たに市道に認定する路線 吉根太鼓ヶ根第1号線始め25路線 (原因別内訳) ・ 開発行為 22路線 ・ 寄附 2路線 ・ その他 1路線</p> <p>(2) 路線の一部又は全部を廃止する路線 小賀須2号線始め3路線 (原因別内訳) ・ 緑政土木局事業 1路線 ・ 他局等事業 1路線 ・ 売払い 1路線</p> <p>(3) 議決の必要性 道路法の規定により、市町村道の路線の認定にあたっては、あらかじめ議会の議決を経なければならないとされている。また、路線の一部又は全部を廃止する場合も同様である。</p>

参考

道路占用料条例等の一部改正について

道路占用料は、道路利用の対価として、近傍の土地利用における賃料相当額と均衡を失しない額とされています。占用料の額については、固定資産税の評価替えに伴い、3年ごとに、国においては政令を改正することから、本市においても、国土交通省より通知されている「道路法施行令の一部改正について」に基づき、条例の改正を行うものです。

なお、準用河川の占用料、水路等の使用料、都市公園を占有する場合の使用料の額についても、本市の道路占用料の額を準用しているため、道路占用料の改定に併せてこれらの占用料（又は使用料）の改定を行います。

1 占用料の額の算定方法

$$\text{占用料単価} = \text{道路価格} \times \text{使用料率} \times \text{修正率} \times \text{単位面積}$$

(注) 道路価格：固定資産税評価額を基に算出した㎡あたりの価格（市内平均）

使用料率：土地の賃料率（＝民間賃料 ÷ 公示価格）

修正率：上空、地下など路面以外を占有する場合に、土地利用の制約を考慮し減額するもの。

単位面積：電柱、管路など大量処理が前提となる占有物件については、単位数（本、mなど）あたりの標準的な面積を乗じる。

その他の占有物件については1㎡あたりとする。

2 改正後の占用料・使用料（見込み額）

区 分	現行	改正案	増減額
道路占用料収入	約 50.8 億円	約 48.6 億円	△2.2 億円
河川占用料、水路等使用料収入	約 985 万円	約 931 万円	△54 万円
都市公園を占有する場合の使用料収入	約 7,118 万円	約 7,103 万円	△14 万円

3 主な道路占用料内訳（見込み額）

占有物件	現行	改正案	増減額
電柱・電話柱類	約 24.7 億円	約 23.5 億円	△1.2 億円
ガス管類	約 10.1 億円	約 9.5 億円	△0.6 億円
突出看板	約 1.10 億円	約 1.16 億円	0.06 億円
工事用施設	約 1.7 億円	約 2.0 億円	0.3 億円

令和元年9月定例会 提出議案の概要（市民経済局）

1 条例案

件 名	概 要				
<p>名古屋市印鑑条例の一部改正について (第25号議案)</p>	<p>(1) 趣 旨 住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、規定を整備するもの。</p> <p>(2) 内 容 氏に変更があった者の旧氏による印鑑の登録に関する規定の整備を行う。</p> <p>(3) 施行期日 令和元年11月5日</p>				
<p>名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部改正について (第26号議案)</p>	<p>(1) 趣 旨 地方税法の規定による個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地の変更に伴い、規定を整理するもの。</p> <p>(2) 主たる事務所の所在地を変更する特定非営利活動法人</p> <table border="1" data-bbox="539 1216 1425 1402"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 1216 930 1288">名称</th> <th data-bbox="930 1216 1425 1288">変更後の主たる事務所の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 1288 930 1402">特定非営利活動法人名古屋ろう国際センター</td> <td data-bbox="930 1288 1425 1402">名古屋市千種区振甫町2丁目32番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 施行期日 公布の日から施行する。</p>	名称	変更後の主たる事務所の所在地	特定非営利活動法人名古屋ろう国際センター	名古屋市千種区振甫町2丁目32番地
名称	変更後の主たる事務所の所在地				
特定非営利活動法人名古屋ろう国際センター	名古屋市千種区振甫町2丁目32番地				

2 一般案件

件 名	概 要						
<p>指定管理者の指定について (第38号議案)</p>	<p>(1) 趣 旨 名古屋市コミュニティセンターの指定管理者を指定するもの。</p> <p>(2) 内 容 ア 指定に係る施設の名称及び指定の相手方</p> <table border="1" data-bbox="531 571 1406 840"> <thead> <tr> <th data-bbox="531 571 951 638">施設の名称</th> <th data-bbox="951 571 1406 638">指定の相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="531 638 951 739">名古屋市光城コミュニティセンター</td> <td data-bbox="951 638 1406 739">光城学区連絡協議会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 739 951 840">名古屋市吹上コミュニティセンター</td> <td data-bbox="951 739 1406 840">吹上学区公民協会</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 指定の期間 施設の供用開始日から令和10年3月31日まで</p>	施設の名称	指定の相手方	名古屋市光城コミュニティセンター	光城学区連絡協議会	名古屋市吹上コミュニティセンター	吹上学区公民協会
施設の名称	指定の相手方						
名古屋市光城コミュニティセンター	光城学区連絡協議会						
名古屋市吹上コミュニティセンター	吹上学区公民協会						

令和元年9月定例会 提出議案の概要（上下水道局）

1 条例案

件名	概要
名古屋市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について (第27号議案)	(1) 改正の概要 地方自治法の一部改正に伴い、規定を整理するもの。 (2) 施行期日 令和2年4月1日
名古屋市水道給水条例の一部改正について (第28号議案)	(1) 改正の概要 水道法施行令の一部改正に伴い、規定を整理するもの。 (2) 施行期日 令和元年10月1日

令和元年 9 月定例会 提出議案の概要（住宅都市局）

1 条例案

件 名	概 要
名古屋都市計画事業大曾根北土地地区画整理事業施行条例等の一部改正について (第 29 号議案)	(1) 趣旨 市街地再開発審査会の委員について、成年被後見人等に係る欠格条項の見直し等を行うもの (2) 施行期日 公布の日
名古屋市建築基準法施行条例の一部改正について (第 30 号議案)	(1) 趣旨 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正等に伴い、手数料に係る規定を整備するもの (2) 施行期日 改正法施行の日（ただし、一部の改正規定は、公布の日）
名古屋市営住宅条例及び名古屋市定住促進住宅条例の一部改正について (第 31 号議案)	(1) 趣旨 民法の一部改正等を踏まえ、規定を整備するもの (2) 概要 ・市営住宅及び定住促進住宅における保証人制度の見直し ・市営住宅における原状回復義務の緩和 (3) 施行期日 令和 2 年 4 月 1 日

2 補正予算（第 33 号議案）

件 名	金 額	概 要
ささしまライブ 24 地区・名駅南地区へのアクセス改善等検討調査	千円 歳出 15,000	名駅通の歩行者交通量の増加への対応及び名駅南地区の賑わい創出に関する検討調査

令和元年 9月定例会 提出議案の概要（消防局）

1 条例案

件 名	概 要
名古屋市消防団条例の一部改正について (第32号議案)	<p>(1) 概 要 消防団員について、成年被後見人等に係る欠格条項の見直しを行うもの。</p> <p>(2) 改正内容 成年被後見人又は被保佐人は団員となることができないとする規定の削除及び文言の整理をするもの。</p> <p>(3) 施行期日 令和元年12月14日</p>